

国土交通省 環境行動計画の点検(抜粋版)

環境行動計画（2014～2020）（概要）—環境危機を乗り越え、持続可能な社会を目指す—

基本とすべき5つの視点

総合性・連携性の発揮	(1) 環境と経済・社会の統合的向上、グリーン・イノベーション※貢献 ※環境分野の技術革新による経済発展	(例：環境対応車の開発・普及及び住宅・建築物の省エネ性能の向上、省エネ・再エネ関係の技術開発・普及促進の一体的推進)
	(2) 技術力を活かした国際交渉や国際環境協力に取り組む	(例：IMOにおけるCO ₂ 排出規制の国際的枠組み作り主導と世界最先端の海洋環境技術開発・海外展開の一体的推進、再生水に係る国際標準化)
	(3) 面的な広がり視野に入れた環境保全施策の展開	(例：流域単位における生態系ネットワーク形成、低炭素都市づくりの推進)
	(4) 人や企業の行動変容、参画・協働の推進	(例：環境教育、「見える化」等による公共交通機関利用、省エネ性能の優れた住宅・建築物の選択促進、多様な主体との連携による生態系ネットワーク形成)
	(5) 長期的視野からの継続的な施策展開を重視する	(例：長期的な気候変動予測、リスク評価等に基づく適応策決定、継続的リスク評価による見直し)

今後推進すべき環境政策の「4分野」「7つの柱」：各分野の施策と指標値の例

分野Ⅰ 低炭素社会	分野Ⅱ 自然共生社会	分野Ⅲ 循環型社会
<p>柱1. 地球温暖化対策・緩和策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境対応車の開発・普及、最適な利活用の推進 指標：新車販売に占める次世代自動車の割合 (平成24年度 19.7% ⇒ 平成32年度 50%) ○住宅・建築物の省エネ性能の向上 指標：新築建築物（床面積2000㎡以上）における省エネ基準適合率（平成25年度93% ⇒ 平成32年度100%） <p>柱2. 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下水道バイオマス等の利用の推進 他 指標：下水汚泥エネルギー化率 (平成25年度約15% ⇒ 平成32年度約30%) <p>柱3. 地球温暖化対策・適応策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適応計画の推進及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進 他 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="text-align: center;">◆省エネ性能向上のための措置例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	<p>柱4. 自然共生社会の形成に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下水道整備による水環境改善 指標：汚水処理人口普及率 (平成25年度89% ⇒ 平成32年度96%) ○水と緑のネットワーク形成によるうるおいあるまちづくり 他 指標：都市域における水と緑の公的空間確保量 (平成24年度12.8人/㎡ ⇒ 平成32年度14.1人/㎡) 	<p>柱5. 循環型社会の形成に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設リサイクルの推進 指標：建設副産物再資源化・縮減率等 (建設廃棄物全体) (平成20年度93.7% ⇒ 平成30年度96%以上) ○下水道資源の有効利用の推進 他 指標：下水汚泥リサイクル率 (平成26年度約63% ⇒ 平成37年度約85%)  <p style="text-align: center;">◆固形燃料化炉（広島市西部水資源再生センター）</p>
分野Ⅳ 分野横断的な取組		
<p>柱6. 買い環境行動の選択を促す施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川・海・公園等をフィールドとする体験学習、環境教育機会の拡大 他 	<p>柱7. 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境共生型都市開発等の海外展開支援の推進 他 	

環境政策における国土交通省の長期的な役割

パリ協定を踏まえ、長期的な観点からの温室効果ガスの大幅削減・脱炭素化に向けて特に重要な取組として以下を例示

- 社会・生活の基盤の低炭素化に向けた個別の取組
 - (1) 都市の低炭素化に資するコンパクト+ネットワークの推進、(2) 自動車における取組、(3) 住宅・建築物における取組
- 様々な分野において実施すべき取組や長期的な取組の持続性を高めるための取組
 - (4) 各主体の環境に配慮した行動を促す取組、(5) リサイクル全体を通じた排出量の削減、(6) ポリミックスの推進によるより一層の環境・経済・社会の統合的向上

「環境行動計画」点検について

1. 点検の概要

環境行動計画の点検については、社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会合同会議に、点検内容等について報告することとなっている。

2. 点検の対象

環境行動計画の第三章別表に示された施策の平成29年度（2017年度）の実績、及び平成30年度（2018年度）における取組

※なお、地球温暖化対策計画（平成28年5月閣議決定）に盛り込んだ国土交通省関係の施策については、本環境行動計画に反映されているため、本点検の中で点検を行うこととする。

3. 評価方法

3月18日に地球温暖化対策推進本部幹事会が開催され、地球温暖化対策計画の2017年度の進捗点検の内容について了承されている。また、3月末には地球温暖化対策推進本部が開催され、同様の内容で進捗点検が行われる。

国土交通省 環境行動計画のうち、定量的な指標を設定した施策については、この地球温暖化対策計画の評価方法に沿った形で評価を行い、指標を設定していない施策については、施策目標に対する進捗状況について定性的な評価を行う。

評価方法(1)

<定量的な指標を設定した施策>

- 各対策・施策の指標について、2017年度までの実績値や対策・施策の実施状況等を踏まえた、各対策・施策の目標年度における目標水準への到達見通しを踏まえ、以下の5段階で評価する。

指標	意味
A	このまま取組を続ければ目標年度にその目標水準を上回ると考えられ、かつ、2017年度の実績値が <u>既に目標年度の目標水準を上回る</u>
B	このまま取組を続ければ指標等が <u>目標年度に目標水準を上回ると考えられる(Aを除く)</u>
C	このまま取組を続ければ指標等が <u>目標年度に目標水準と同等程度になると考えられる</u>
D	取組がこのままの場合は指標等が <u>目標年度に目標水準を下回ると考えられる</u>
E	その他(データ未集計等)

- 各指標の根拠となる計画について
 - ・ 地球温暖化対策計画・・・ と表示
 - ・ 社会資本整備重点計画・・・ と表示
 - ・ 交通政策基本計画・・・ と表示
 - ・ その他・・・計画の名称を記載

<定量的な指標を設定していない施策>

- 指標を設定していない施策については、施策目標に対する進捗状況について定性的な評価を実施

評価方法(3)

< (定量評価) 昨年度評価と今年度評価との対応関係 >

(H29年度評価基準)

指標	意味
A	見込みを上回っている
B	見込みどおり
C	見込みを下回っている
D	その他(データ未集計等)

H29年度	H30年度	
	定量的評価	定性的評価
A ⇒	A or B	○
B ⇒	C	
C ⇒	D	△
D ⇒	E	—

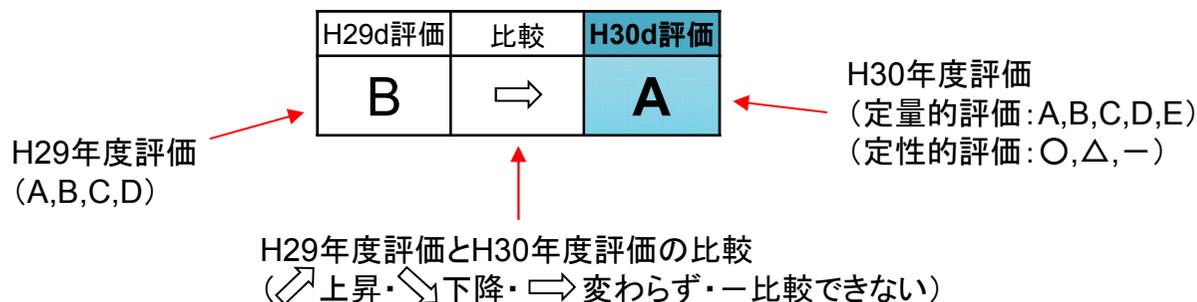
(H30年度評価基準 (定量))

指標	意味
A	このまま取組を続ければ目標年度にその目標水準を上回ると考えられ、かつ、2017年度の実績値が既に目標年度の目標水準を上回る
B	このまま取組を続ければ指標等が目標年度に目標水準を上回ると考えられる(Aを除く)
C	このまま取組を続ければ指標等が目標年度に目標水準と同等程度になると考えられる
D	取組がこのままの場合は指標等が目標年度に目標水準を下回ると考えられる
E	その他(データ未集計等)

(H30年度評価基準 (定性))

指標	意味
○	着実に進捗している
△	想定よりも進捗していない
—	評価が困難

< 各施策内における評価の見方について >



評価の結果概要

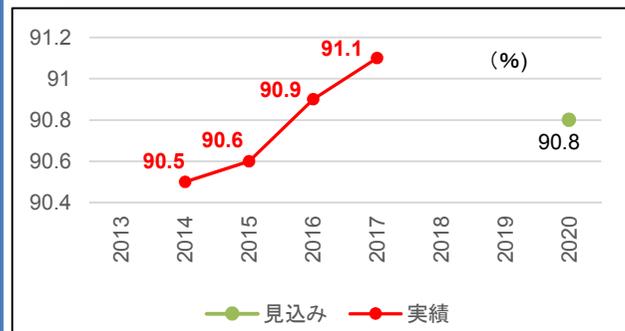
	＜定量的な指標を設定している施策＞							＜定量的な指標を設定していない施策＞							
	A・B・C (目標水準と同程度・上回る)		D (目標水準を下回る)		E (データ未集計等)		前回合計 (H28年度 施策)	今回合計 (H29年度 施策)	○ (着実に 進捗)	△ (想定よりも進 捗していない)		— (評価困難)	前回合計 (H28年度 施策)	今回合計 (H29年度 施策)	
	前回	今回	前回	今回	前回	今回			前回	今回	前回	今回			
柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進	26 (49%)	40 (75%)	19 (36%)	13 (25%)	8 (15%)		53	53	10 (91%)	11 (100%)			1 (9%)	11	11
柱2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進	3 (75%)	4 (100%)	1 (25%)				4	4	9 (100%)	9 (100%)				9	9
柱3 地球温暖化対策・適応策の推進	3 (43%)	3 (43%)		4 (57%)	4 (57%)		7	7	6 (100%)	6 (100%)				6	6
柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進	7 (70%)	10 (100%)	2 (20%)		1 (10%)		10	10	31 (100%)	31 (100%)				31	31
柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進	6 (67%)	6 (67%)			3 (33%)	3 (33%)	9	9	4 (100%)	4 (100%)				4	4
柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進									16 (100%)	16 (100%)				16	16
柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進	1 (50%)	1 (50%)	1 (50%)	1 (50%)			2	2	12 (100%)	12 (100%)				12	12
合計	46 (54%)	64 (75%)	23 (27%)	18 (21%)	16 (19%)	3 (4%)	85	85	88 (99%)	89 (100%)			1 (1%)	89	89

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-1 低炭素都市づくりの推進

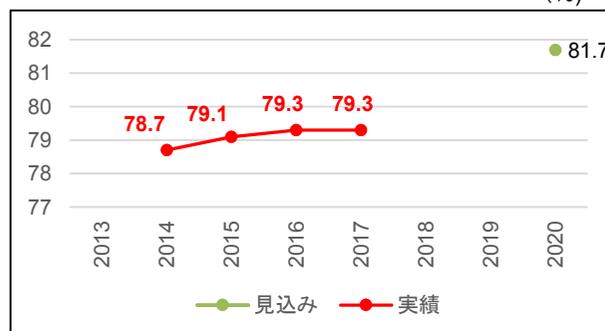
集約型都市構造の実現

1. 指標（公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合）



(三大都市圏)

社	H29d評価	比較	H30d評価
社	D	↗	A



(地方中枢都市圏)

社	H29d評価	比較	H30d評価
社	D	-	D



(地方都市圏)

社	H29d評価	比較	H30d評価
社	D	-	D

2. 平成29年度の実績

平成29年度末時点で407都市が立地適正化計画の作成に向けた具体的な検討をはじめており、そのうち142都市が計画を作成・公表した。

平成29年度末時点で94都市が「都市・地域総合交通戦略」を策定しており、そのうち6都市が当該年度に策定した。また、7都市が策定に向けて検討をはじめている。

3. 平成30年度の取組

平成30年8月末時点で420都市が立地適正化計画の作成に向けた具体的な検討をはじめており、そのうち177都市が計画を作成・公表した。

平成30年度末時点の「都市・地域総合交通戦略」策定都市数については、現在集計中。

4. 評価

地方中枢都市圏及び地方都市圏においては、施策効果が直接は反映されず指標が横ばいとなっているものの、集約型都市構造の実現に向けた対策は着実に進捗している。

5. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き、上記の施策を実施する。

- 平成31年度予算 社会資本整備総合交付金871,341百万円の内数
- 集約都市形成支援事業490百万円の内数
 - 都市機能立地支援事業448百万円の内数
 - 都市・地域総合交通戦略推進事業692百万円の内数

・指標

(立地適正化計画を作成した市町村の数)(市町村数)



社	H29d評価	比較	H30d評価
社	A	⇒	B

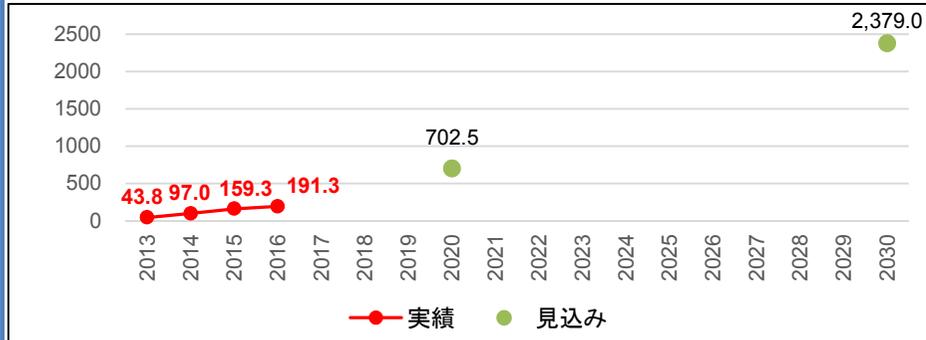
柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-2 環境対応車の開発・普及、最適な利活用の推進

自動車の燃費の改善、環境対応車の普及促進等

1. 排出削減量の見込と実績

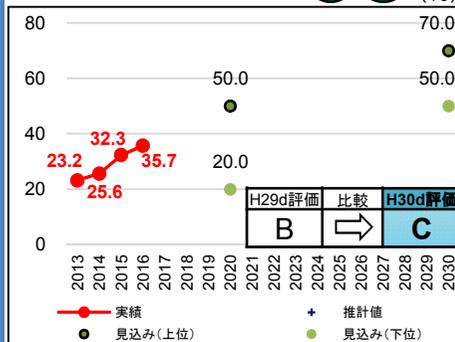
(万t-CO2)



2. 指標

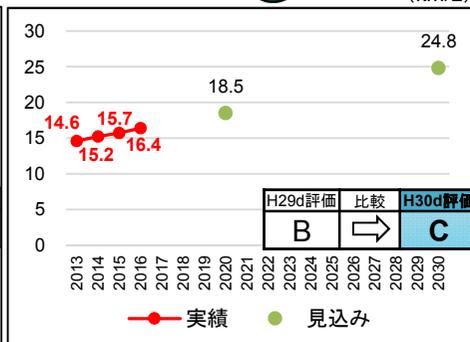
新車販売台数に占める
次世代自動車の割合

温交 (%)



平均保有燃費

温 (km/L)



3. 評価

国土交通省としては事業用自動車の導入補助を行い、また、各省と連携し税制優遇措置、トップランナー基準等による燃費の改善を行っている。
次世代自動車の台数及び平均保有燃費は目標に向けて着実に増加しており、施策は進捗している。

※ 本施策は、経産・国交・環境省共同の施策であり、国交省単体の施策ではないので総括した評価はできない。

4. 対策・施策の追加・強化等

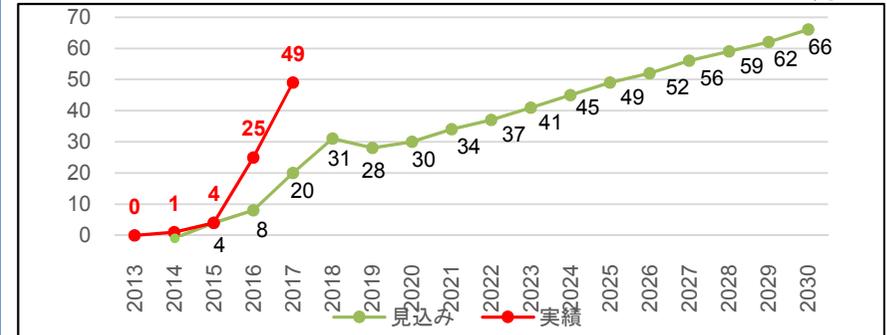
引き続き、上記施策を実施。

※ 電力の排出係数は、将来の電源構成について見通しを立てることが困難であることから、エネルギーミックスのある2030年度を除き、2013年度の排出係数に基づいて試算

エコドライブの推進にかかる広報活動や普及促進のための環境整備

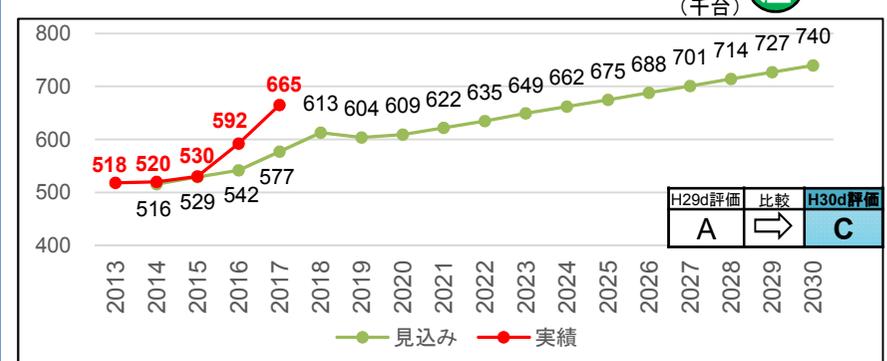
1. 排出削減量の見込と実績

(万t-CO2)



2. 指標(エコドライブ関連機器の普及台数)

温 (千台)



3. 評価

エコドライブ関連機器の普及台数(対策評価指標)は2017年度の見込みに対して約15%上回っており、CO2排出削減量の推移から、エコドライブ関連機器の導入によるCO2の排出削減効果が現れてきていると考えられる。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き、エコドライブの周知・普及により対策・施策の着実進捗を図っていく必要がある。

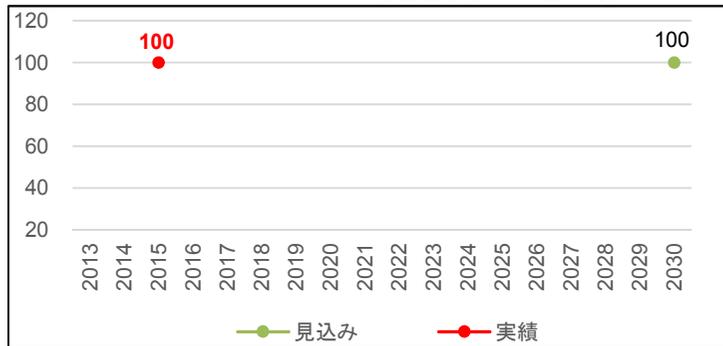
柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-3 交通流対策等の推進

効率的な物流ネットワークの強化
ETC2.0等を活用した道路を賢く使う取組
自転車利用環境の整備・支援
開かずの踏切対策
路上工事の縮減

1. 排出削減量の見込と実績

※高速道路利用率に基づく算出 (万t-CO2)

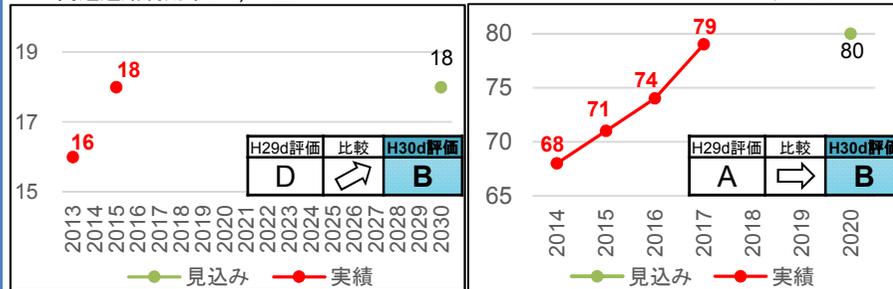


2. 指標

高速道路利用率(%)



三大都市圏環状道路整備率(%)



3. 評価

2015年度における対策指標の実績値が目標値である18%に上昇しており、交通流対策が着実に進捗していることが増加の要因と考えられる。2030年度までの各年度の推計値については、全国道路・街路交通情勢調査が5年毎の調査であるため、示すことは困難だが、引き続き、取組を継続することにより、2030年度の目標水準は達成できると考えられる。

4. 対策・施策の追加・強化等

環状道路等幹線道路ネットワークの強化等の道路交通流対策を実施

LED道路照明灯の整備

1. 平成29年度の実績

H29d評価	比較	H30d評価
A	⇒	○

道路照明灯の新設及び更新にあたり、省エネルギー化に向けLED道路照明灯の整備を推進した。

2. 平成30年度の取組

道路照明灯の新設及び更新にあたり、省エネルギー化に向けLED道路照明灯の整備を推進する。

3. 評価

対策効果は着実に上がっていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

LED道路・トンネル照明ガイドライン(案)を平成23年に策定し、平成27年に改定している。

国が管理する一般国道及び高速自動車国道の道路照明施設の整備にあたり、当該ガイドライン(案)に基づき、LED道路照明灯の整備を今後とも推進していく。

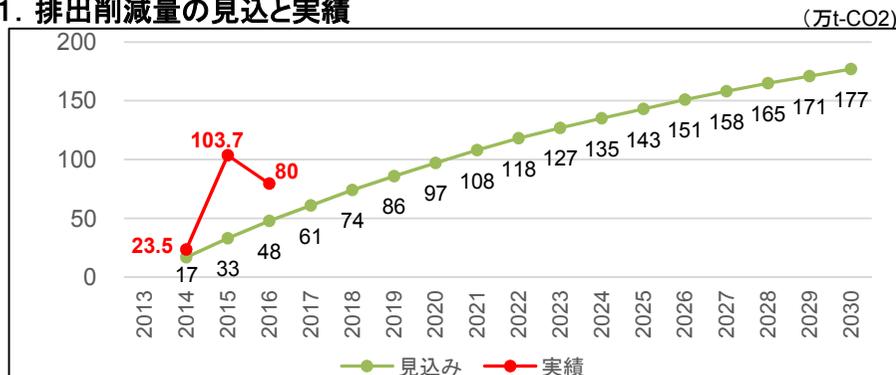


柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

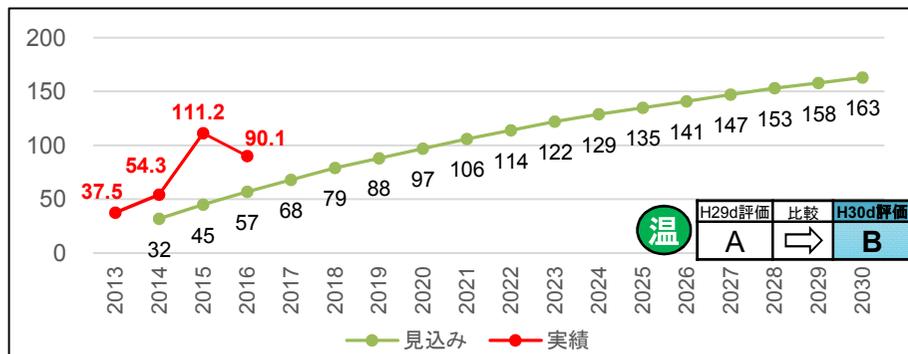
項目1-4 公共交通機関の利用促進

公共交通機関の利用促進

1. 排出削減量の見込と実績



2. 指標(自家用交通からの乗換輸送量)



H29d評価	比較	H30d評価
A	⇒	B

3. 評価

施策は着実に進捗している

※平成27年度は新線の整備等があり、鉄道の旅客輸送人キロ及び利用分担率が伸びたが、平成28年度は公共交通利用分担率が大きく変動する要素は見られなかった。また、一部指標とする数字が公表されていないため、平成28年度の実績を最新値として記載。

4. 対策・施策の追加・強化等

公共交通機関利用促進に向けた税制優遇措置や補助事業、普及啓発活動など

官民連携によるモーダルコネクットの強化

H29d評価	比較	H30d評価
A	⇒	○

1. 平成29年度の実績

平成28年4月に開業したバスタ新宿では、コンビニエンスストアの設置、女子トイレの増設、ベンチの増設等の待合環境の改善、高速バスの運行経路見直しや、交差点の左折レーン延伸等の、国道20号の渋滞対策を実施。

高速バスの利便性向上のため、ETC2.0の位置データ等を活用した高速バス運行支援システムの実証実験(バスタ新宿)及び高速バスとカーシェアリングの社会実験(千葉県市原市・静岡県浜松市)を実施。

2. 平成30年度の取組

バスタ新宿では、さらなる利便性の向上や、渋滞対策の強化を推進。今後計画されている品川駅及び神戸三宮駅等をはじめとして、官民連携を強化しながら、道路事業による戦略的な集約交通ターミナルの整備を展開。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後もモーダルコネクットの強化のため、以下の施策を実施

- ・ETC2.0やセンシング技術を活用したバス情報基盤の強化
- ・交通状況に応じたモード間の効率的な乗継ぎを可能とするスマートトランジットシステムの構築
- ・集約交通ターミナルの戦略的な整備
- ・SA・PAを活用したバス乗換え拠点の整備
- ・地域バス停※のリノベーションの推進
(※高速BS、道の駅、地域の路線バス停)

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

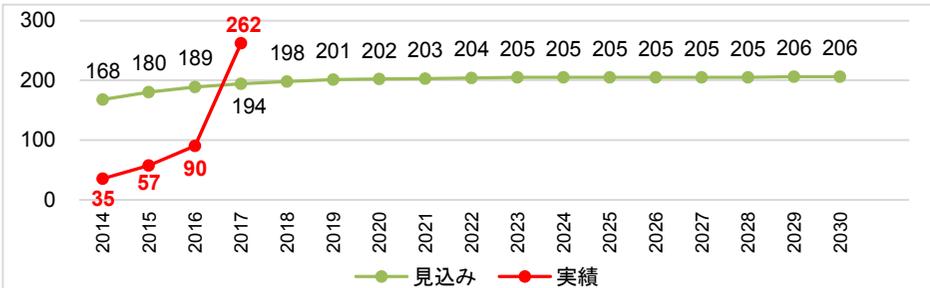
項目1-5 物流の効率化等の推進

トラック輸送の効率化

トラック輸送の効率化

1. 排出削減量の見込と実績

(万t-CO2)



2. 指標

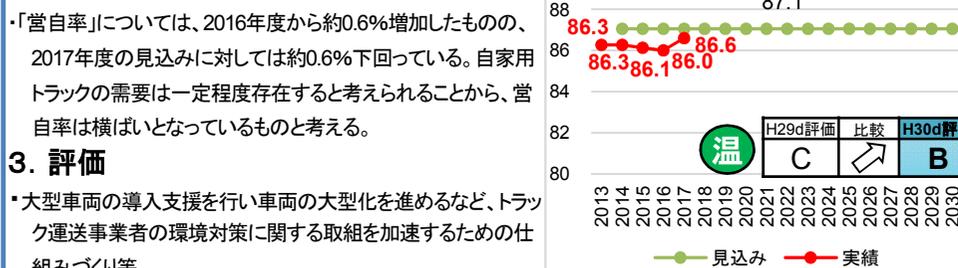
(車両総重量24t超25t以下の車両の保有台数) (トレーラーの保有台数)



3. 評価

「車両総重量24トン超25トン以下の車両の保有台数」「トレーラーの保有台数」については2016年度と比較して約5%上昇し、2017年度の見込みにに対しては約15%上回っている。

「営自率」については、2016年度から約0.6%増加したものの、2017年度の見込みにに対しては約0.6%下回っている。自家用トラックの需要は一定程度存在すると考えられることから、営自率は横ばいとなっているものとする。



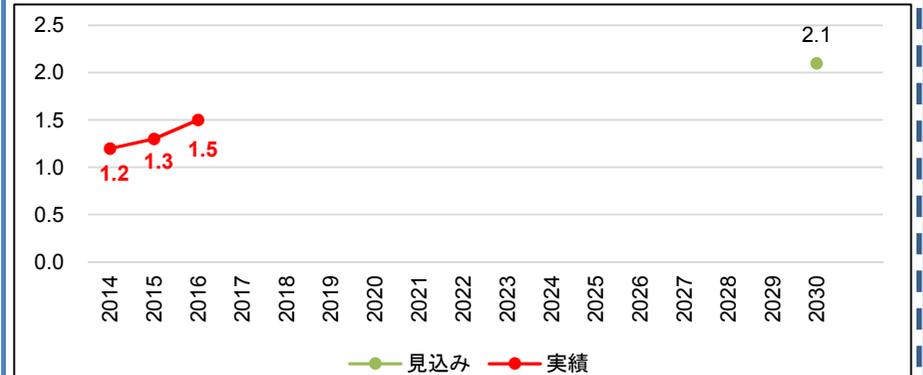
3. 評価

大型車両の導入支援を行い車両の大型化を進めるなど、トラック運送事業者の環境対策に関する取組を加速するための仕組みづくり等

共同輸配送の推進

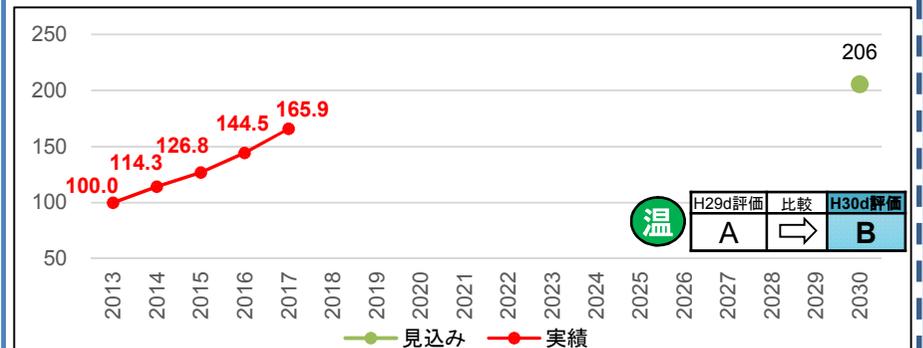
1. 排出削減量の見込と実績

(万t-CO2)



2. 指標(共同輸配送の推進)

(%)



3. 評価

近年の事業者の環境意識の向上やトラックドライバー不足を背景に、共同輸配送の取組は着実に進んでいる。

4. 対策・施策の追加・強化等

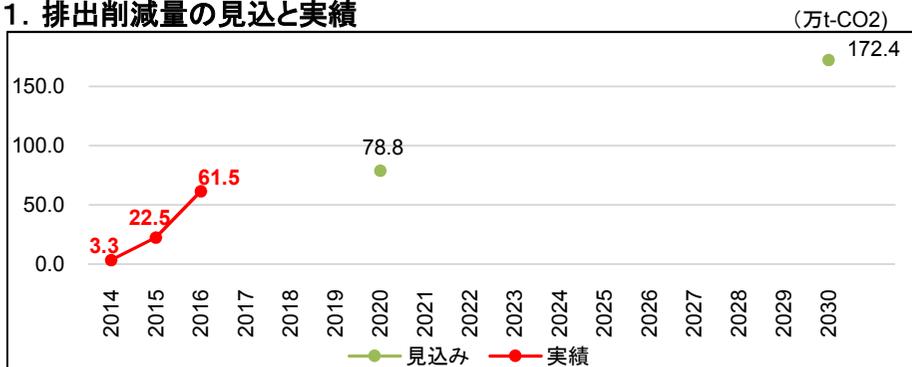
- 共同輸配送に係る総合効率化計画の認定
- モーダルシフト等推進事業補助金による計画策定経費の一部補助
- 「共同物流等の促進に向けた研究会」での検討 等

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

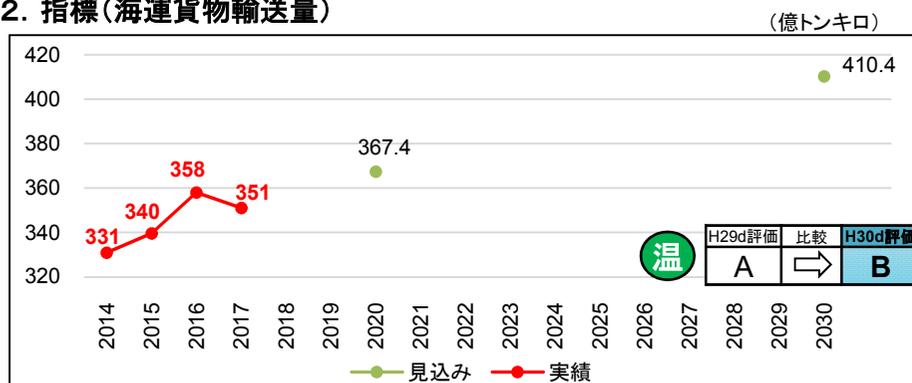
項目1-5 物流の効率化等の推進

モーダルシフト等の推進

1. 排出削減量の見込と実績



2. 指標(海運貨物輸送量)



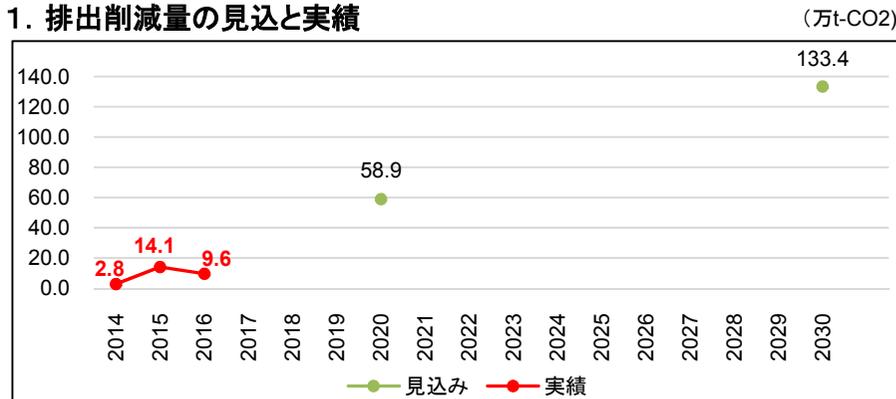
3. 評価

平成29年度の内航海運による貨物輸送量は前年度の台風災害等の影響による他モードからの流入分がなくなったことにより減少しつつも、目標に向けて順調に推移している。

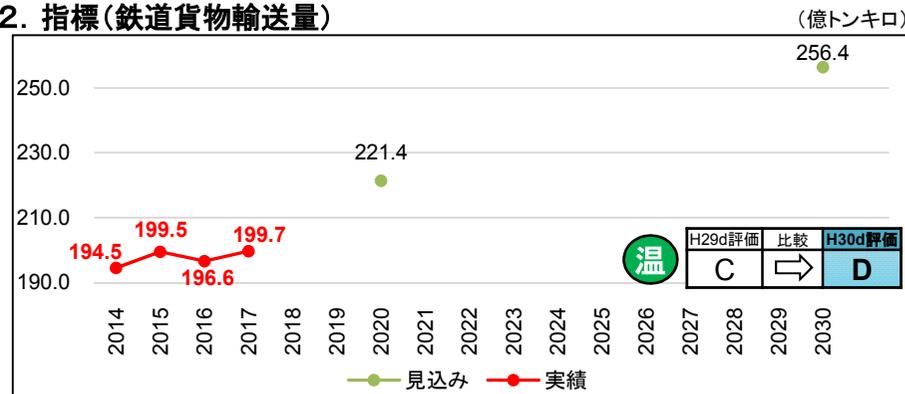
4. 対策・施策の追加・強化等

- ・モーダルシフトに係る総合効率化計画の認定、
- ・モーダルシフト等推進事業補助金による計画策定経費及び運行経費の一部補助
- ・エコシップマークの普及促進
- ・船舶用鮮度保持コンテナや船舶用低炭素機器等の導入補助 等

1. 排出削減量の見込と実績



2. 指標(鉄道貨物輸送量)



3. 評価

平成29年度の鉄道貨物輸送量は台風災害等の影響により横ばいとなっており、目標に向けて想定よりも緩やかに進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

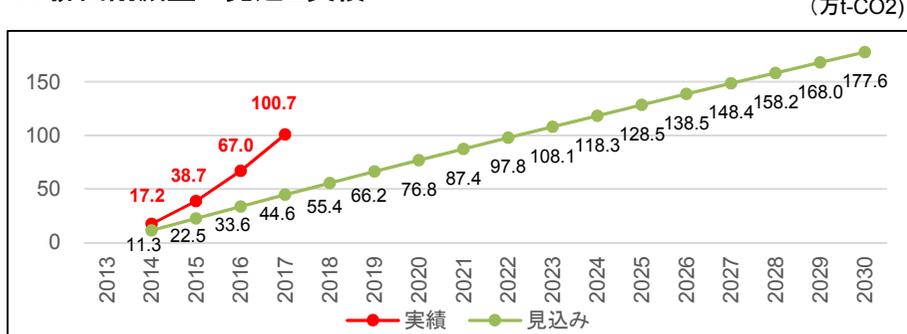
- ・鉄道用鮮度保持コンテナの導入補助
- ・大量牽引・高速走行が可能な機関車の税制特例
- ・エコレールマークの普及促進
- ・モーダルシフトに係る総合効率化計画の認定
- ・モーダルシフト等推進事業補助金による計画策定経費及び運行経費の一部補助
- ・大規模災害を受けた鉄道事業者が行う災害復旧事業への支援
- ・大規模災害を受けた路線の早期再開等を目的とする連絡調整会議(メンバー: 鉄道事業者、国土交通省関係部局)において必要な支援や協力の実施 等

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

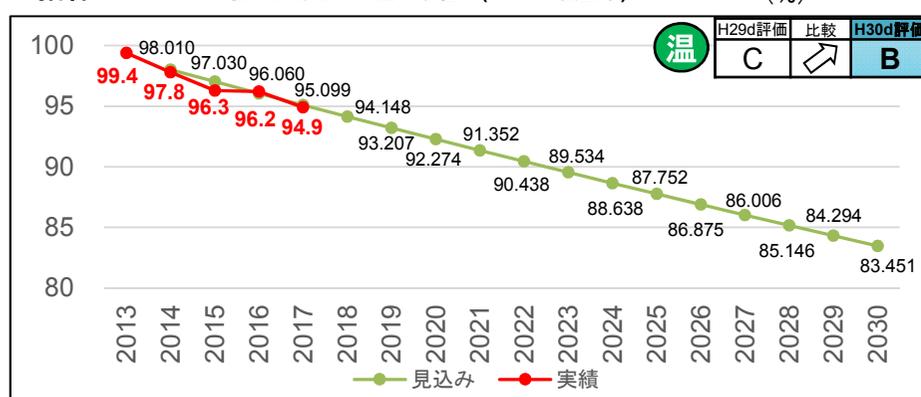
項目1-6 鉄道・船舶・航空における低炭素化

鉄道のエネルギー消費効率の向上

1. 排出削減量の見込と実績



2. 指標(エネルギーの使用に係る原単位の改善率(2012年度基準))



3. 評価

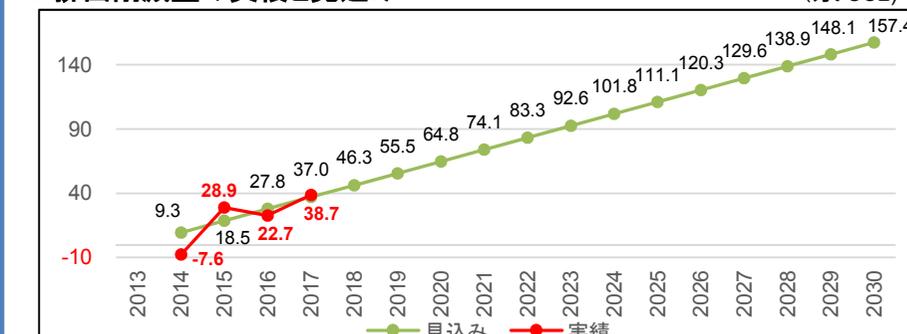
2017年度は、エネルギー使用に係る原単位の改善率およびCO2排出削減量ともに見込みを上回っており、2013年度以降継続して改善傾向にあることから、2030年度に向け今後も同様の推移を辿ると考えられる。

4. 対策・施策の追加・強化等

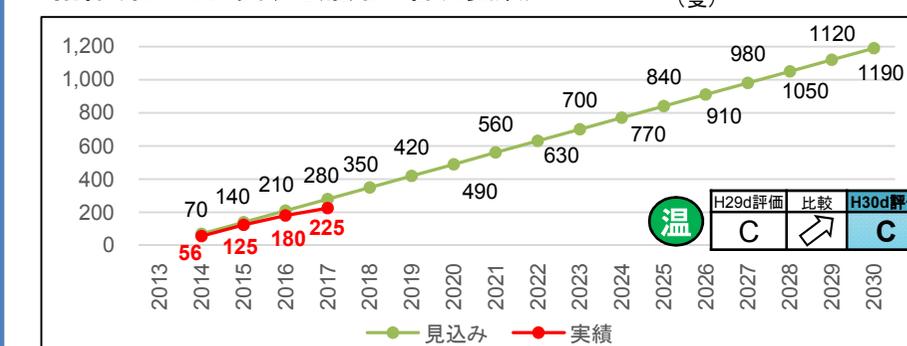
補助事業、租税特例等により、省エネ型車両の導入や鉄道施設への省エネ設備の導入等を支援

省エネに資する船舶の普及促進

1. 排出削減量の実績と見込み



2. 指標(省エネに資する船舶の普及隻数)



3. 評価

省エネに資する船舶の普及隻数については、当時の船舶燃料油価格が下落したこと等により見込み値を下回っているが、排出削減量については見込み値を上回っている。今後も引き続き内航船の総合的な運航効率化措置実証事業費補助金、(独)鉄道建設・運輸施設支援機構の共有建造制度、船舶に係る特別償却制度等により、省エネルギー船舶の普及が進むことが見込まれる。

4. 対策・施策の追加・強化等

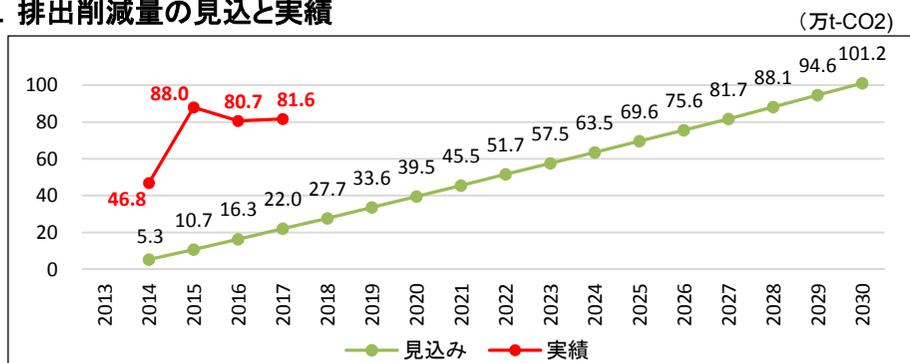
- ・内航船の総合的な運航効率化措置実証事業費補助金 (平成29年度予算 61.5億円の内数)
- ・(独)鉄道建設・運輸施設支援機構の共有建造制度、特別償却制度
- ・内航船省エネルギー格付制度の暫定運用 等

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

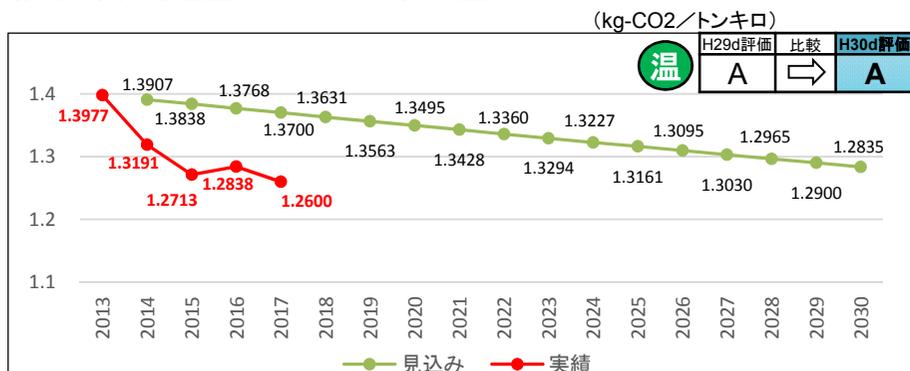
項目1-6 鉄道・船舶・航空における低炭素化

航空における低炭素化の促進

1. 排出削減量の見込と実績



2. 指標(単位輸送量当たりのCO₂排出量)



3. 評価

航空会社が重点的にエネルギー効率の良い機材を導入したことより、短期的には良好であるが、長期的には削減量は緩やかになると予想される。

4. 対策・施策の追加・強化等

代替航空燃料の普及促進等の対策により一層の削減を図る。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

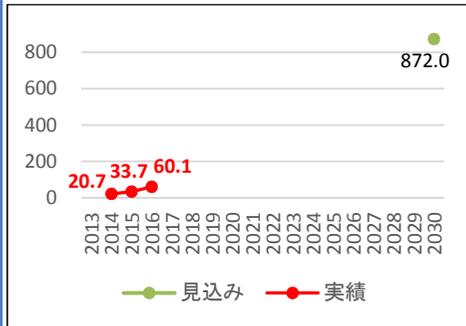
項目1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上

新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進

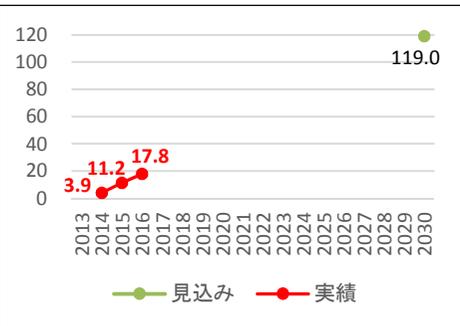
新築住宅

1. 排出削減量の見込と実績

新築住宅における省エネ基準適合の推進

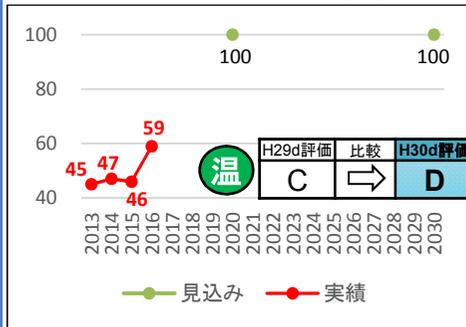


既存住宅の断熱改修の推進 (万t-CO2)

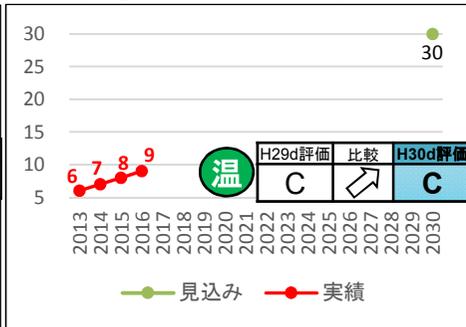


2. 指標

新築住宅の省エネ基準適合率 (%)



省エネ基準を満たす住宅ストックの割合 (%)



3. 評価

- ・新築住宅の省エネ判断基準適合率は、目標値の水準までにはさらなる施策が必要。
- ・省エネ基準を満たす住宅ストックの割合は目標に向けて緩やかに推移

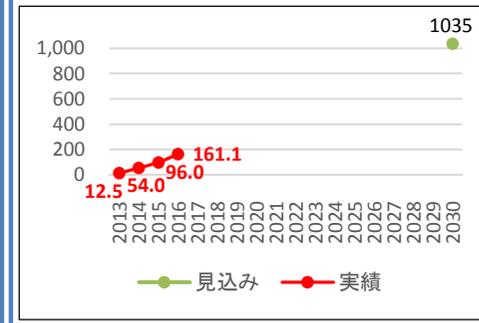
4. 対策・施策の追加・強化等

- ・引き続き、住宅・建築物の省エネ性能の向上を図る。
- ・なお、住宅・建築物の省エネ性能の向上を図るため、トップランナー制度の対象に、注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者を追加することなどを内容とする「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案」を平成31年通常国会へ提出したところ。

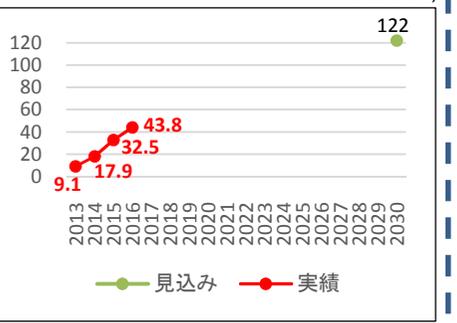
新築建築物

1. 排出削減量の見込と実績

新築建築物における省エネ基準適合の推進

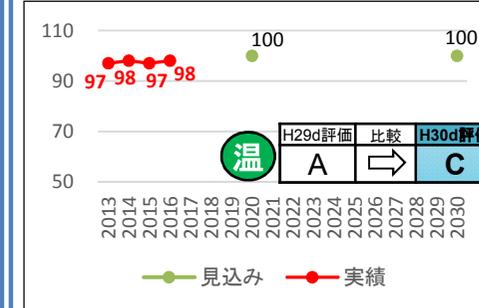


建築物の省エネ化(改修) (万t-CO2)

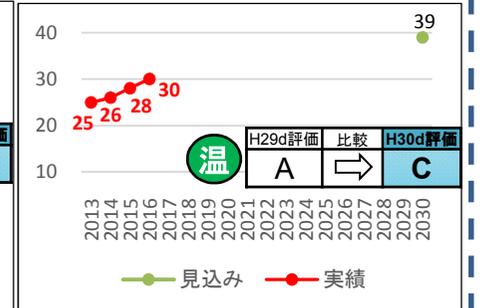


2. 指標

新築建築物(床面積2,000㎡以上)における省エネ基準適合率 (%)



省エネ基準を満たす建築物ストックの割合 (%)



3. 評価

- ・新築建築物の省エネ基準適合率は順調に推移。
- ・省エネ基準を満たす建築物ストックの割合は目標に向けて緩やかに推移。

4. 対策・施策の追加・強化等

- ・引き続き、住宅・建築物の省エネ性能の向上を図る。
- ・なお、住宅・建築物の省エネ性能の向上を図るため、省エネ基準への適合を建築確認の要件とする建築物の対象に、中規模のオフィスビル等を追加することなどを内容とする「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案」を平成31年通常国会へ提出したところ。

柱2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進

項目2-1 海洋再生可能エネルギー利活用の推進

港湾における洋上風力発電施設の導入円滑化

H29d評価	比較	H30d評価
A	⇒	○

1. 平成29年度の実績

平成28年度に引き続き、洋上風力発電設備に関する電気事業法と港湾法に基づく審査手続きの合理化や事業者の負担軽減のため、経済産業省と連携して洋上風力発電設備の構造審査基準の検討を推進。

平成29年度より、洋上風力発電設備の施工に関する審査指針の策定に向けた検討を開始。

同年11月に、港湾における洋上風力発電施設検討委員会を開催し、洋上風力発電設備の審査基準の最終とりまとめの方針を提示。

平成30年3月には、「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一解説」及び「洋上風力発電設備の施工に関する審査の指針」を策定・公表。

2. 平成30年度の取組

平成30年度より、洋上風力発電設備の維持管理に関する審査基準の策定に向けた検討を開始。

平成31年3月には、「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一解説」を策定・公表の予定。

3. 評価

北九州港において、占用公募制度に基づく全国初の洋上風力発電事業者が、平成29年2月に選定された。これに続き、鹿島港においても、洋上風力発電事業者が、同年7月に選定された。現在、各港において洋上風力発電設備の設置に向けた海域調査等が行われており、洋上風力発電の導入が着実に進んでいる。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、経済産業省と連携して、洋上風力発電設備の基準類の検討を進めていく。

浮体式・浮遊式の海洋エネルギー利用促進に向けた安全・環境対策

H29d評価	比較	H30d評価
A	⇒	○

1. 平成29年度の実績

平成28年度までに浮体式・浮遊式の海洋エネルギー発電施設の安全・環境対策に関する基準・ガイドラインを策定しており、民間事業者への周知等により、浮体式・浮遊式の海洋エネルギーの利用を推進した。

2. 平成30年度の取組

浮体式洋上風力発電施設の建造コスト・維持コスト低減等に向けて、有識者等による検討会を開催し、国際標準の動向を踏まえつつ、その構造の簡素化等につながる安全設計手法の確立のための技術的検討を実施している。

3. 評価

平成28年度までに策定した基準・ガイドラインは、経済産業省や環境省、新エネルギー・産業技術総合開発機構が民間事業者とともに実施している実証事業において活用されており、着実に成果を得ている。

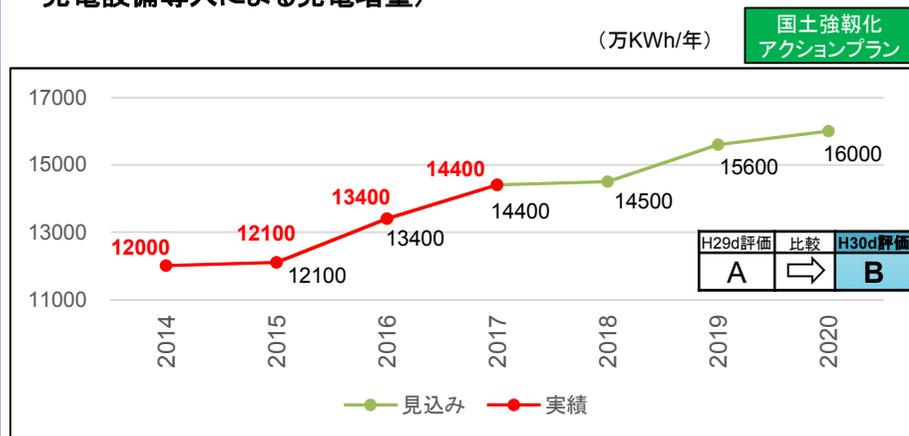
4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、浮体式洋上風力発電施設の建造コスト・維持コスト低減等に向けて、国際標準の動向も踏まえつつ、その構造の簡素化等につながる安全設計手法の確立のための技術的検討を実施し、基準の見直しやガイドラインの策定を目指す。

項目2-2 小水力発電等の推進

小水力発電設備の設置等

1. 指標(直轄、水資源機構の管理するダムにおける管理用発電設備導入による発電増量)



1. 平成29年度の実績

直轄、水資源機構の管理する管理用発電設備の導入が可能なダムにおいて導入を促進。

2. 平成30年度の取組

- ・直轄、水資源機構の管理する管理用発電設備の導入が可能なダムにおいて導入。
- ・砂防堰堤において引き続き発電設備の導入を支援。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、管理用発電設備の導入が可能なダムにおいて導入を促進。また、砂防堰堤において発電設備の導入を支援。

■直轄管理ダム等において、導入可能性の「総点検」結果に基づき、ダム管理用発電を積極的に導入

導入前

導入後



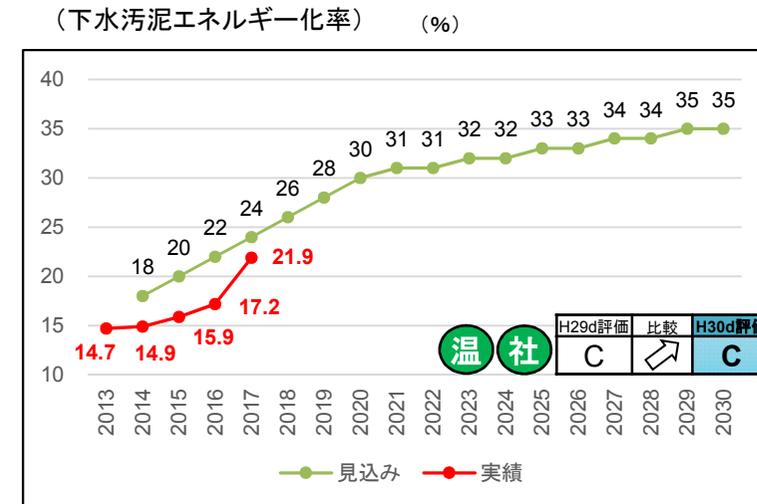
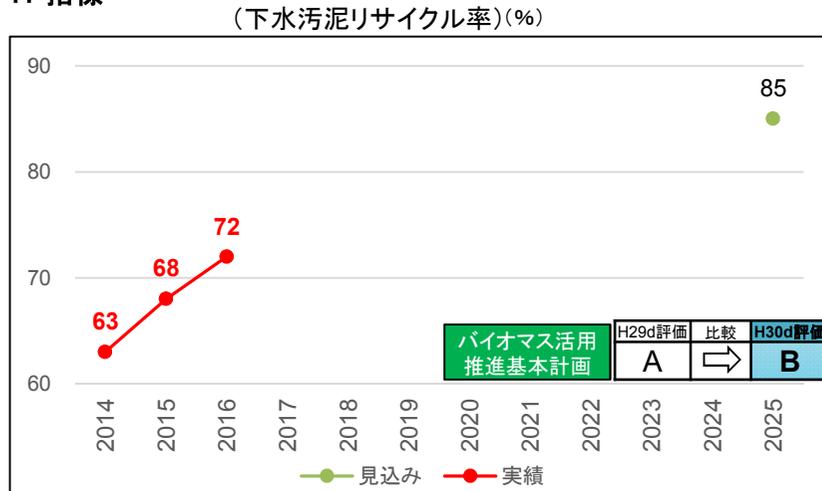
■砂防堰堤については、小水力発電の導入を支援

柱2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進

項目2-3 下水道バイオマス等の利用の推進

下水道資源の有効利用による創エネ等の推進

1. 指標



2. 平成29年度の実績

社会資本整備総合交付金事業等により、バイオガス化や固形燃料化等のエネルギー化を推進する。

下水汚泥エネルギー化技術ガイドラインの普及促進を図る。また、下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)において、下水汚泥の肥料化・燃料化技術の実証を行った。

3. 平成30年度の取組

引き続き引き続き社会資本整備総合交付金事業等により、バイオガス化や固形燃料化等のエネルギー化を推進する。

下水汚泥エネルギー化技術ガイドラインの普及促進を図る。また、下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)において、高効率消化によるエネルギー活用技術、省エネ型汚泥焼却技術、省エネ・低コストな水処理能力向上技術の実証の実証を行った。

4. 評価

下水汚泥エネルギー化率については、2017年目標24%に対し、実績は約22%となり、概ね目標を達成したが、2015年の下水道法改正における努力義務化を受けて、施設の改築・更新にあわせたエネルギー化施設の導入が検討されており、今後増加が見込まれる。

5. 対策・施策の追加・強化等

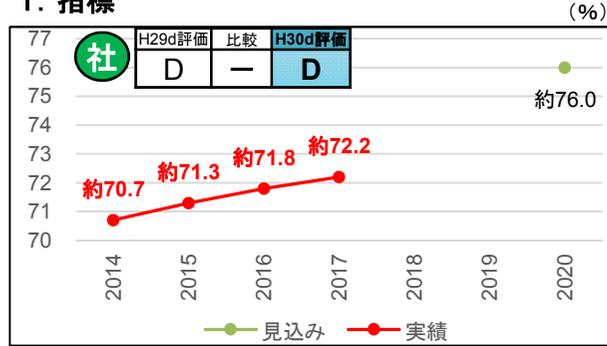
今後はガイドラインの周知・活用推進等を行い、下水道管理者による改正下水道法の着実な実施を推進するとともに、社会資本整備総合交付金等によりバイオガス化や固形燃料化等のエネルギー化を推進する。

柱3 地球温暖化対策・適応策の推進

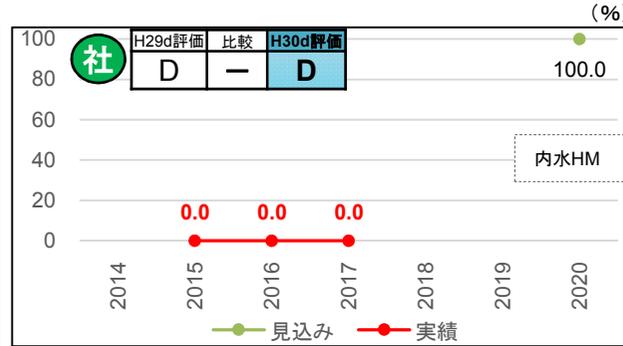
項目3-1 適応計画の策定及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進

水害に対する適応策の推進

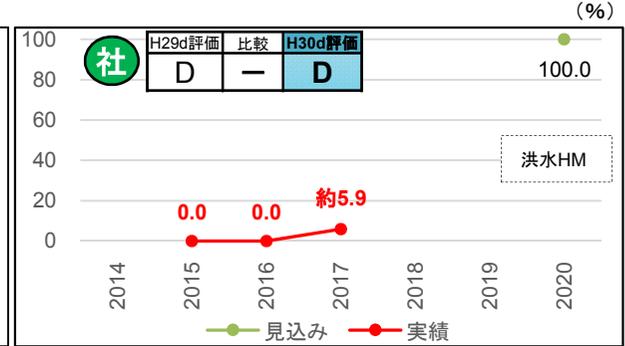
1. 指標



(人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率)



(最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合)



(最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合)

2. 平成29年度の実績

- ・河道掘削や堤防整備等の河川改修、洪水調節施設の整備を着実に推進。
- ・洪水・内水・高潮については浸水想定区域の指定を推進し、高潮では平成30年3月に初めて東京都及び福岡県において最大クラスの高潮に対する浸水想定区域が公表された。

3. 平成30年度の取組

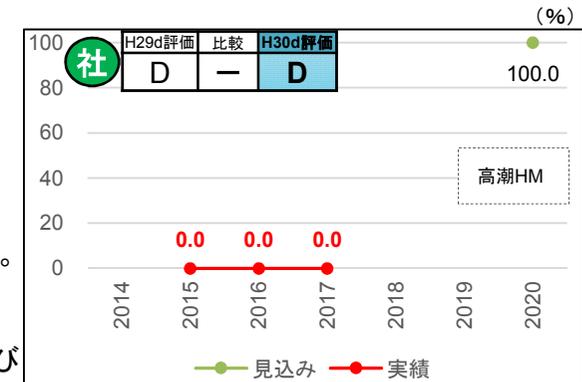
- ・河道掘削や堤防整備等の河川改修、洪水調節施設の整備を着実に推進。
- ・洪水については、都道府県管理河川は、引き続き最大クラスの洪水浸水想定区域の指定を促進。洪水ハザードマップについては、大規模氾濫減災協議会等の場を通じ、訓練等での利活用の状況を共有。
- ・内水については、地下街を有する都市等の地方公共団体と連携し、最大クラスの内水に対する浸水想定区域及び水位周知下水道の指定に向けた取組を促進。
- ・高潮については、三大湾等を有する地方公共団体と連携し、最大クラスの高潮に対する浸水想定区域及び水位周知海岸の指定に向けた取組を促進し、新たに千葉県が浸水想定を公表。

4. 評価

- ・河川の整備については、ダムや放水路などは完成することで効果が発現されることから、これらの施設については事業進捗が進捗率に反映されていないものの、事業は着実に進捗している。
- ・訓練実施のためには、対象とする河川・下水道・海岸を指定し、浸水想定区域図を作成した後に、ハザードマップを作成する必要がある。市町村において、最大クラスに対応したハザードマップが作成されているところであり、訓練実施に繋がる取組は着実に進捗。

5. 対策・施策の追加・強化等

- ・引き続き、河川改修や洪水調節施設の整備の着実な進捗を図る。
- ・最大クラスの洪水に対応したハザードマップの作成・公表及び訓練の実施については、平成29年5月の水防法改正に基づき、大規模氾濫減災協議会を通じて関係者が連携して取組を推進。



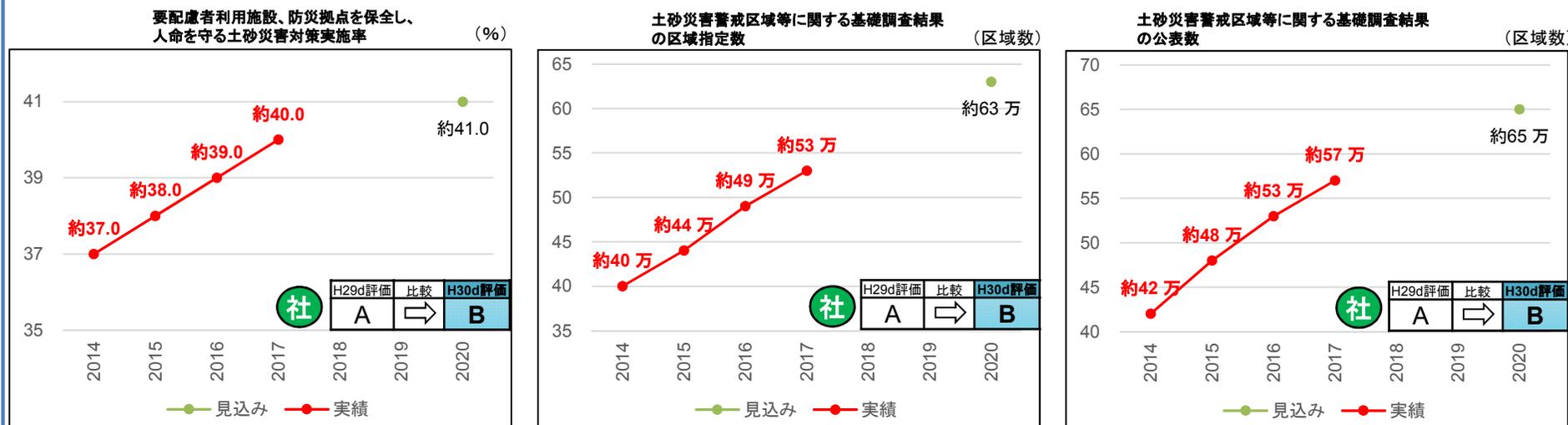
(最大クラスの高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合)

柱3 地球温暖化対策・適応策の推進

項目3-1 適応計画の策定及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進

土砂災害に対する適応策の推進

1. 指標



1. 平成29年度の実績

- ・土砂災害から人命を守る施設整備の重点的な実施
- ・土砂災害警戒区域等の指定による危険な区域の明示等

2. 平成30年度の取組

土砂災害から人命を守る施設整備の重点的な実施等を着実に推進。
土砂災害警戒区域等の指定による危険な区域の明示等を着実に推進。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

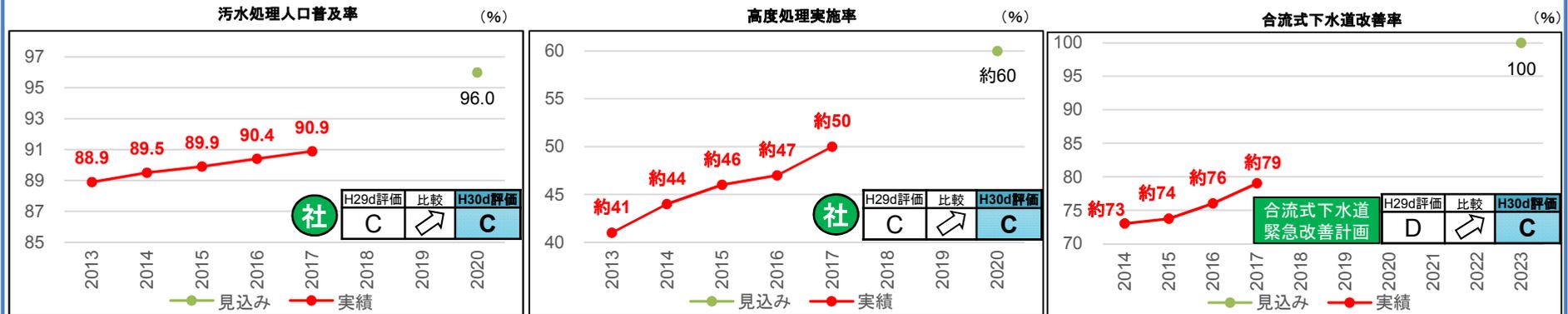
引き続き、土砂災害から人命を守る施設整備の重点的な実施等について取り組んで行く。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-1 健全な水循環の確保等の推進

下水道整備による水環境改善

1. 指標



2. 平成29年度の実績

- ・汚水処理の未普及地域の早期解消を目的として、地域特性に応じた適切な役割分担のもと、他の汚水処理施設との連携を一層強化しつつ、下水道の整備の推進を支援した。
- ・閉鎖性水域や水道水源等の水質保全上重要な地域において、下水処理場における既存施設の一部改造や運転管理の工夫による段階的な処理水質の向上等の高度処理の導入を支援した。
- ・合流式下水道の改善対策については、合流式下水道緊急改善事業等により、効率的・効果的な改善対策の推進を支援した。

3. 平成30年度の取組

引き続き、社会資本整備総合交付金等により、下水道の整備の推進を支援している。

4. 評価

- ・汚水処理人口普及率は、その伸びは過去のトレンドに比べて若干鈍化しているものの、着実に上昇していると評価できる。現在は、平成30年度末までに都道府県構想の策定(見直し)を要請しており、これを踏まえた着実な汚水処理施設整備を推進しているため、目標達成に向けて今後の普及率向上が見込まれる。
- ・高度処理実施率は、その伸びは過去のトレンドに比べて若干鈍化しているものの、着実に上昇していると評価できる。現在は、既存施設を活用した段階的な高度処理の導入に関するガイドラインを策定し普及を進めていることから、目標達成に向けて、今後の高度処理実施率向上が見込まれる。
- ・合流改善率については、H35年度までに下水道法施行令対応が求められる19都市1流域下水道において合流改善事業が実施されており、H35年度には目標数値を達成できる見込み。

5. 対策・施策の追加・強化等

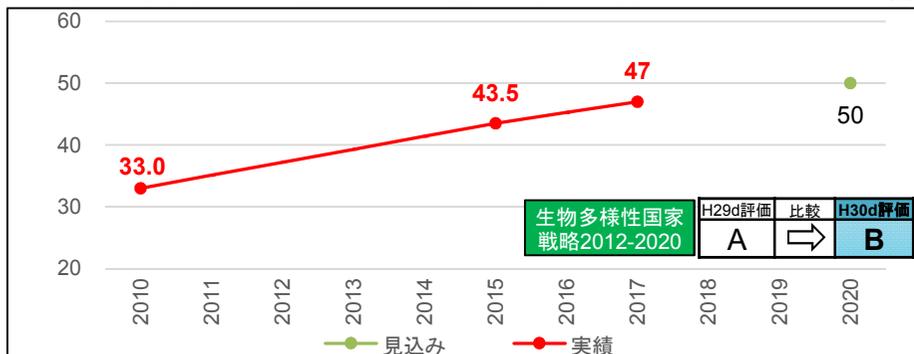
- ・社会資本整備総合交付金等の支援により、施策を着実に推進していく。
- ・人口減少等の社会情勢の変化を踏まえたアクションプランや都道府県構想の見直しを要請しており、これを集計、分析して技術的助言を行うとともに、地域の実情に応じた低コスト技術の導入や官民連携の下水道整備手法を導入し、効率的な汚水処理施設整備を推進する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進

都市における生物多様性の保全の推進

1. 指標(生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画策定割合) (%)



2. 平成29年度の実績

政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画について、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項のいずれかに、生物多様性の確保に関する項目が設置されている計画割合について、平成29年度の実績は、約47%となっている。

平成28年度策定した「都市の生物多様性指標(簡易版)」を地方公共団体において活用し、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を推進するため、「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」の策定をした。

3. 平成30年度を取組

昨年度策定した「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を地方公共団体等へ公表した。

4. 評価

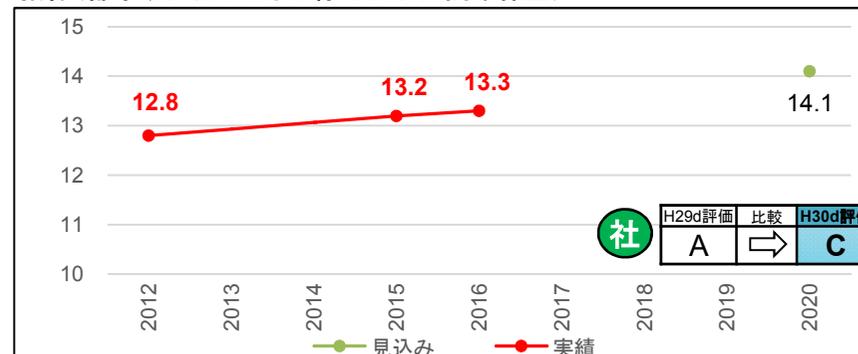
施策は着実に進捗している

5. 対策・施策の追加・強化等

今後も、「都市の生物多様性指標(簡易版)」や「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」等、これまで作成したものを活用し、都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定に資する技術的支援を引き続き行う。

水と緑のネットワーク形成によるうるおいあるまちづくり

1. 指標(都市域における水と緑の公的空間確保量) (㎡/人)



2. 平成29年度の実績

都市公園等整備及び緑地保全・緑化の取組の現況

- ・都市公園等整備: 125,423ha(平成28年度末)
- ・特別緑地保全地区: 588地区 2,719ha(平成28年度末)
- ・近郊緑地保全区域: 25区域 97,330ha(平成28年度末)
- ・近郊緑地特別保全地区: 30地区 3,746ha(平成28年度末)
- ・歴史的風土保存区域: 37区域 22,487ha(平成28年度末)
- ・歴史的風土特別保存地区: 65地区 8,832ha(平成28年度末)
- ・風致地区: 762地区 170,097ha(平成28年度末)
- ・市民緑地の契約締結: 180地区 103ha(平成28年度末)
- ・保存樹、保存樹林の指定: 3,702本 214箇所 69ha(平成28年度末)

3. 平成30年度を取組

社会資本整備総合交付金等により引き続き都市公園等の整備及び都市における緑地の保全に関する事業を推進。

4. 評価

施策は着実に進捗している

5. 対策・施策の追加・強化等

今後も、社会資本整備総合交付金等により引き続き都市公園等の整備及び都市における緑地の保全に関する事業を推進する。

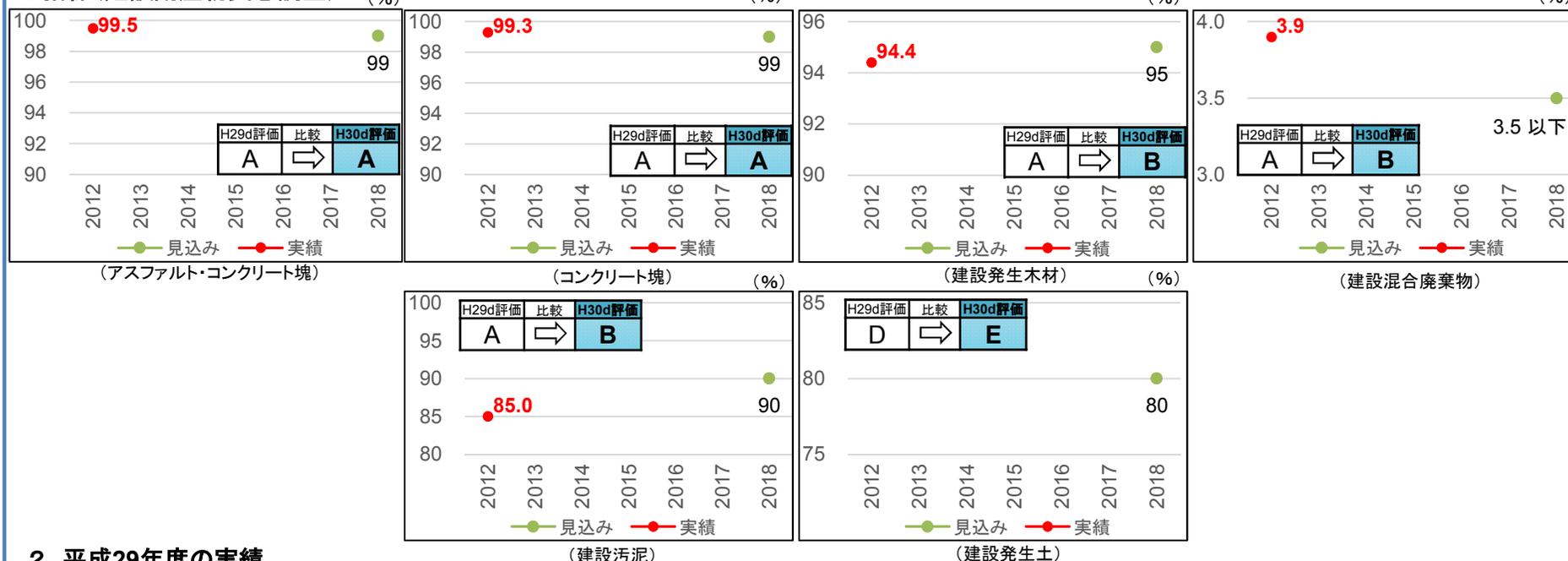
柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

項目 5-1 建設リサイクルの推進

建設リサイクルの推進

 建設リサイクル
推進計画2014

1. 指標(建設副産物実態調査) (%)



2. 平成29年度の実績

- ・建設発生土の官民マッチングを拡大するため、地方公共団体及び民間企業へヒアリングを行い、「建設発生土の官民有効利用マッチング運用マニュアル(案)平成30年3月」(以下、「運用マニュアル(案)」という。)を策定。併せて民間企業を中心に周知した結果、マッチングが6件実現した。
- ・地域固有の建設リサイクルの課題解決に向けた取組みを各地方建設副産物対策連絡協議会にて実施。

3. 平成30年度の取組

- ・建設発生土の官民マッチングを更に拡大するため、運用マニュアル(案)を地方公共団体等にも広く周知した結果、マッチングが15件実現した。
- ・「建設リサイクル推進計画2014」の計画最終年度であるため、各施策の取り組み状況を把握・整理するとともに、「建設副産物実態調査」を実施し、目標達成状況を評価する準備を行った。

4. 評価

- ・官民マッチングの実現数が15件増加しており、建設発生土の有効利用が進んでいると評価。

5. 対策・施策の追加・強化等

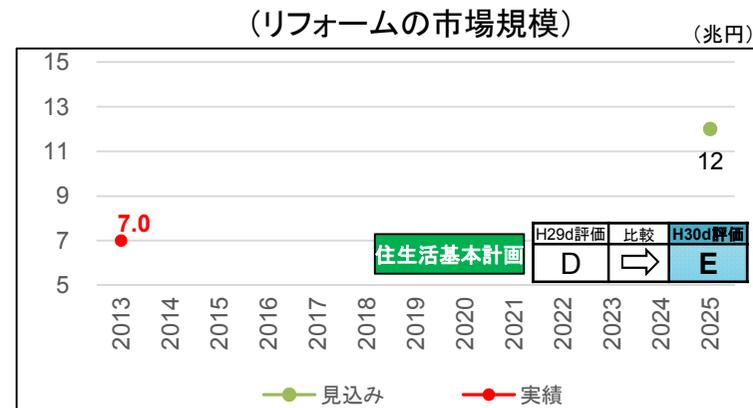
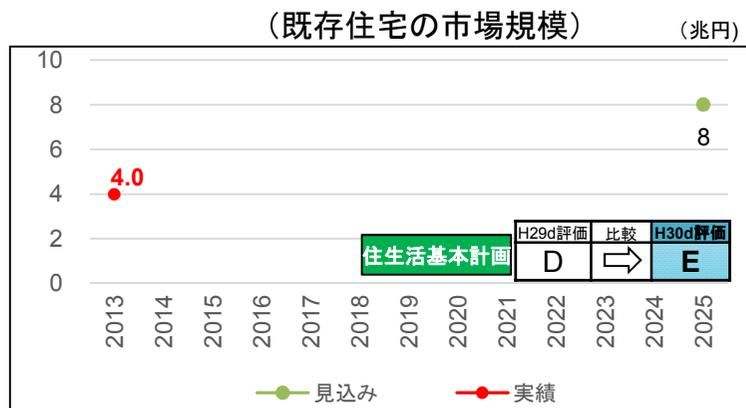
平成31年度は平成30年度に実施した「建設副産物実態調査」の結果をとりまとめ、目標達成状況を評価するとともに、次期建設リサイクル推進計画策定に向けた検討を行う。

柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

項目 5-2 既存住宅流通・リフォームの促進

1. 指標

既存住宅流通とリフォームの促進



2. 平成29年度の実績

- ・既存住宅の調査の担い手となる技術者の育成を図るため、既存住宅状況調査技術者講習制度を創設した。
- ・建物状況調査(インスペクション)、住宅瑕疵保険等を活用した品質確保を図った。
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業による増改築に係る長期優良住宅認定制度の普及等を通じて、既存住宅の長期優良化を促進した。
- ・長期優良住宅化リフォームに係る税制特例を創設した(平成29年度税制改正)。

3. 平成30年度の取組

- ・宅地建物取引業者が取引時に建物状況調査の活用を促すための改正宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)が施行。
- ・既存住宅の調査の担い手となる技術者の育成を図るため、既存住宅状況調査技術者講習による技術者の育成を通じ、建物状況調査(インスペクション)の実施体制の整備を進めた。
- ・適正な建物評価の市場における普及・定着。
- ・建物状況調査(インスペクション)、住宅瑕疵保険等を活用した品質確保。
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業及び長期優良住宅化リフォームに係る税制特例の支援による増改築に係る長期優良住宅認定制度の普及等を通じて、既存住宅の長期優良化を促進。
- ・耐震性があるなど消費者が安心して購入できる既存住宅に対し国が商標登録をしたロゴマークの使用を認める「安心R住宅」制度の運用を開始した。

4. 評価

※2017年度実績は未集計

統計法に基づく調査等により算出される数値であり、5年に1度しか把握できないため。次回「住宅・土地統計調査」は平成30年。

5. 対策・施策の追加・強化等

- ・今後も引き続き、既存住宅流通とリフォームの促進を図る。